

ID: 54

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	壁面線を超える歩廊の柱等の建築の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第47条		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (壁面線による建築制限) 第47条 建築物の壁若しくはこれに代る柱又は高さ2メートルをこえる門若しくはへいは、壁面線を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものについては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日